

事業者が市町村に資金を拠出する仕組みに係る これまでの議論の整理と検討事項等について

平成 18 年 6 月の容器包装リサイクル法の改正により、実際の再商品化に要した費用の総額が、再商品化に要すると見込まれた費用の総額を下回る場合には、その差額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出する仕組み、いわゆる「資金拠出制度」が創設され、平成 20 年 4 月から施行される。

資金拠出制度について、これまでの議論の整理と検討事項等は以下のとおりである。

1. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みに係る議論の整理

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会

「今後の容器包装リサイクル制度の在り方について」(平成 18 年 2 月) (抄)

容器包装リサイクル制度の見直しに係る具体的な施策案

2 分別収集・選別保管の在り方

再商品化の合理化の程度等を勘案して事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設

市町村と事業者の役割については、事業者が製造・利用した容器包装が消費活動を通じて廃棄物となり、市町村の分別収集・選別保管を経て再商品化されるという一連の流れを踏まえ、より効果的な容器包装廃棄物の 3 R の推進に役立つとともに、容器包装のリサイクルシステム全体の効率化にも資すること等を目的として検討を行うことが必要である。

こうした観点から、現行法における市町村の分別収集・選別保管業務を考えると、事業者と市町村の位置付けを踏まえ、これらの市町村の分別収集・選別保管業務の質は、事業者側に引き渡す分別基準適合物の品質を通じて、事業者の再商品化のコストに大きな影響を及ぼすことから、市町村において、容器包装廃棄物の発生抑制の取組を進めるとともに、消費者の協力を得て異物(汚れたものを含む。)の除去を徹底し、分別基準適合物の質を高めれば、再商品化の質の向上、コストの削減につながり得るものである。

このため、法律上、事業者と市町村の位置付けを踏まえ、再商品化の合理化の程度等を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出するという仕組みを創設することを検討すべきである。

この場合において、事業者の拠出については、事業者の負担が過重なものとならないよう、市町村の分別収集・選別保管業務が、事業者の再商品化費用の効率化に資するという点等を勘案して検討することが適当である。

具体的には、この事業者から市町村への拠出については、実際に再商品化費用が効率化された分のうち市町村の寄与により効率化された程度を数年のスパンで考慮すること等が考えられる。この場合の再商品化費用の効率化に寄与する要因には、市町村の取組によるものと事業者の取組によるものがあり、そのうち市町村の寄与分について市町村に還元することとするが、それぞれの寄与分を定量的に把握して算定するのは困難を伴う。このため、具体的には、市町村と事業者の寄与分は同程度とみなし、事業者から市町村へ拠出される額については効率化分の2分の1とすることが考えられる。

また、この市町村に支払われる額については、より効果的に3Rを推進し、容器包装のリサイクルシステム全体を効率化する観点から、分別基準適合物の質やこれによる市町村ごとの再商品化費用の低減額を勘案して決定すること等により、市町村におけるより質の高い分別収集・選別保管に向けた取組を効果的に促進することが期待される。

なお、再商品化費用の想定に係る基準となる年度の設定等この仕組みの細部については、容器包装廃棄物の3Rのより効果的・効率的な推進が図られるとともに、市町村の計画的な取組が可能となるよう、今後、更に検討を深めることが必要である。

産業構造審議会ワーキンググループ

「容器包装リサイクル法の評価検討に関する報告書」(平成18年2月)(抄)

5. 分別収集から再商品化に至るプロセスの高度化と主体間の連携強化

一般廃棄物処分場問題の緩和の必要性から出発した現在の容器包装リサイクル法は、ペットボトルのリサイクル率がほぼゼロから61%に上昇するなど、リサイクルの量的な促進の面では成果をもたらした。また、使用済ペットボトルを再度ペットボトル用の樹脂として利用する技術が開発されるなど、質的な面でも一定の成果も見られる。

しかしながら、容器包装廃棄物の分別収集や分別基準適合物の再商品化を通じた資源の有効利用の効果を最大化するためには、再商品化によってできる製品の品質を向上させ、より有用な資源と代替できるようにすることが重要である。また、そのために要する社会的費用を抑制し、費用対効果の向上が図られるべきである。そのためには、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の発生抑制を進めるとともに、再商品化手法そのものの高度化や合理化と併せて、再商品化のための「原料」となる分別基準適合物の品質の向上を図ることが重要である。分別基準適合物の品質向上のためには、容器包装を用いた商品の製造・販売段階での取組に加え、分別排出を行う消費者及び分別収集を行う市町村が、後工程である再商品化の高度化を考慮した取組を行うことが重要である。

しかしながら、現状では、消費者に対して市町村から分別方法等の指導や広報が行われているものの、市町村間で指導内容が統一されておらず、また、再商品化を行う事業者と市町村の間で、再商品化に適した分別収集方法等に関して情報交換や連携が十分に図られていないといった課題が指摘されている。また、市町村が分別基準適合物の品質の向上を図り、再商品化の効率化に貢献したとしても、現行制度においては、努力した

市町村に品質向上によるメリットが生じず、異物の混入率を低減したり、容器包装廃棄物の減量を働きかけたりするインセンティブが働かない仕組みとなっており、市町村毎に分別基準適合物の品質や減量化に大きなばらつきが生じている。

品質の高い分別基準適合物を作るためには、事業者による再商品化に適した容器包装の開発や選択といった取組に加えて、分別排出を行う消費者と分別収集を行う市町村、再商品化を行う事業者の間の連携を強化し、適切な分別排出と質の高い分別収集が確保されることが必要である。

< 対応の方向性 >

- ・ 事業者や市町村の取組によって、容器包装廃棄物の減量化や品質の向上、再商品化手法の高度化等を通じて再商品化の合理化・効率化が図られた場合には、効率化による成果を双方に配分する連携の仕組みを検討すべきである。
- ・ 各市町村への配分については、システム全体の効果や効率を向上させることにつながるよう、各市町村の取組による再商品化の合理化の程度に応じたものとするように検討すべきである。
- ・ 具体的には、異物の除去等による分別基準適合物の質の向上や消費者に対する排出抑制や適切な分別排出の徹底に関する働きかけといった市町村の取組と、容器包装の使用の合理化や再商品化事業者との連携による再商品化手法の高度化、消費者への働きかけといった事業者の取組の双方によって、毎年度の再商品化の実施に要する費用が当該年度の再商品化に要すると当初想定される額から低減した場合に、その低減分を双方で折半することとすることが適当である。また、各市町村への配分については、上記の市町村に還元される低減分のうちから、分別基準適合物の質やこれによる市町村毎の再商品化費用の低減額に応じて配分するなど、合理化に向けたインセンティブが働く仕組みとすることが適当である。
- ・ なお、詳細な制度設計に当たっては、各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるようなものとするよう、再商品化費用の想定を行う際の基準となる年度を設定し、これを一定期間毎に見直す等の運用が考慮されるべきである。

(参考：産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会合同会合(平成18年1月23日)資料5)

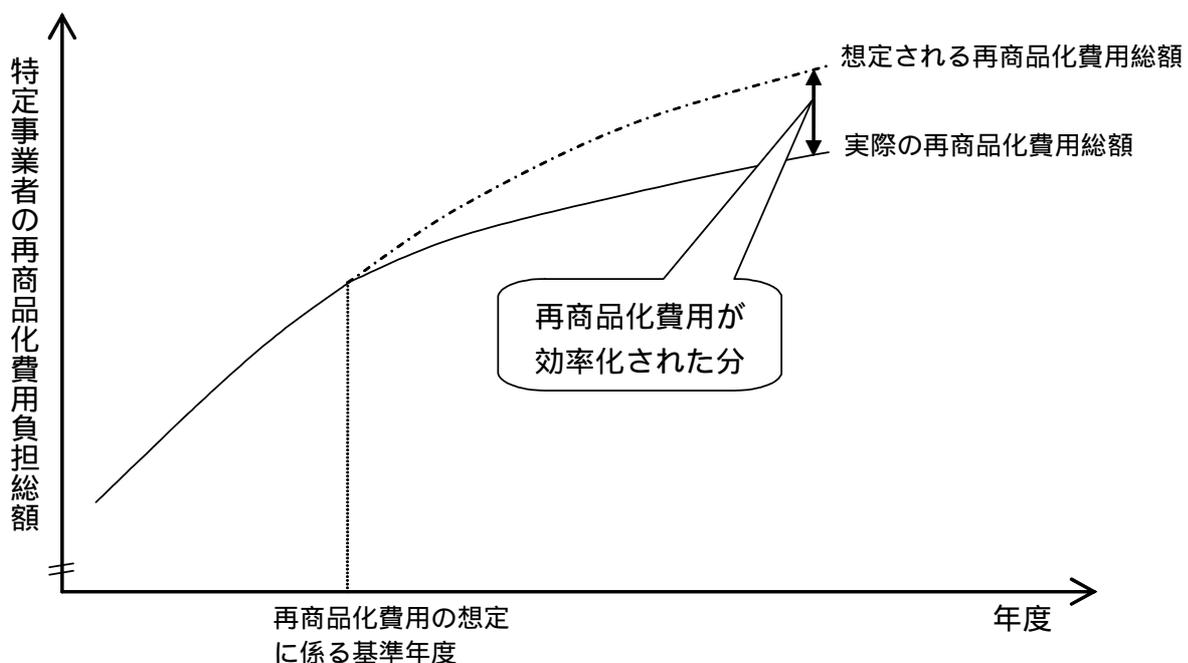
事業者による市町村への資金拠出制度について(イメージ)

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWG、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 合同会合 事務局

1. 再商品化費用の効率化のとりえ方

異物の除去、消費者への適正な分別排出の徹底等による分別基準適合物の質的向上等の市町村の取組と、容器包装の使用の合理化、再商品化手法の高度化等の事業者の取組が進められることによって、再商品化の質の向上・コストの削減といった再商品化の合理化が図られる。

この場合の再商品化費用が効率化された分は、ある年度を基準の年度として、その時点から市町村・事業者の取組がなかった場合に想定される再商品化費用総額と実際の再商品化費用総額の差額であり、以下の図のように示すことができる。



2 . 事業者から市町村への拠出分

再商品化の合理化に寄与する要因としては、分別基準適合物の質的向上等の市町村の取組と、容器包装の使用の合理化、再商品化手法の高度化等の事業者の取組があり、そのうち市町村の寄与分について市町村に還元することとするが、市町村と事業者の寄与分を定量的に算定することは困難であるので、市町村と事業者の寄与分は同程度とし、事業者から市町村へ拠出される額については効率化分の1 / 2とする。

こうしたメカニズムを通じ、市町村においては分別収集・選別保管の質的向上につながるとともに、事業者においては再商品化の合理化を引き続き促進することができる。

3 . 各市町村への資金拠出の考え方

各市町村への資金の拠出については、より効果的・効率的に容器包装に係る3Rを推進する観点から、分別基準適合物の質やこれによる再商品化費用の低減額に着目して行うものとする。これにより、市町村における質の高い分別収集・選別保管に向けた取組を効果的に促進するインセンティブとなる。

より詳細な制度の設計に際しては、分別基準適合物の質や再商品化費用の低減額を的確に表す指標について、今後、検討することが必要である。

(参考資料の引用ここまで)

2. 事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの検討事項等について

改正容器包装リサイクル法

(市町村に対する金銭の支払)

第10条の2 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人(第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。第十四条及び第十五条第一項において同じ。)又は認定特定事業者(第十六条第一項に規定する認定特定事業者をいう。)は、その再商品化に現に要した費用の総額として¹ 主務省令で定めるところにより算定される額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として¹ 主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して² 主務省令で定めるところにより算定される額の金銭を、² 主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。

改正容器包装リサイクル法の資金拠出制度では、指定法人又は認定特定事業者が、市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物について、

1. 再商品化費用の効率化分に相当する額を算定し、
2. その額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額の金銭を各市町村に対して支払う

こととなる。このため、1. 再商品化費用の効率化分に相当する額の算定方法と、2. 各市町村への支払額の算定方法の2段階に分けて検討事項を整理する。

1. 再商品化費用の効率化分に相当する額の算定方法

再商品化費用の効率化分に相当する額の算定式は以下のとおりとされている。

再商品化費用の効率化分に相当する額

= 再商品化に要すると見込まれた費用の総額 - 再商品化に現に要した費用の総額

再商品化に現に要した費用の総額として算定される額

- ・ 実際に市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の量に、その再商品化単価(再商品化の実施後に確定する実績値)を乗じることにより算定される額とすることが適当ではないか。

再商品化に要すると見込まれた費用の総額として算定される額

- ・ 指定法人又は認定特定事業者が市町村から引渡しを受けた特定分別基準適合物の再商品化に要すると見込まれる費用は、現に要した費用の算定方法に照らして、想定量と想定単価を乗じることにより算定するのが適当ではないか。
- ・ 算定の根拠となる想定量や想定単価については、市町村により分別収集される容器包装廃棄物の計画量と実績量が乖離する実態があることを踏まえ、より精度の高い適切な想定値とするためには、具体的にどのような方法、データに基づき算定すべきか。

2 . 各市町村への支払額の算定方法

各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して算定される額

(これまでの議論で、事業者から市町村へ支払う額は再商品化費用の効率化分に相当する額の1 / 2とされていることから、当該額から各市町村に支払う額を算定する方法について検討する。)

- ・ 各市町村の寄与分については、各市町村にとって、再商品化の合理化に資するよう、質の高い分別収集・選別保管の取組の効果的な促進が図られるよう算定することが適当であるが、分別基準適合物の質や再商品化費用の低減額に着目することなども含め、どのような指標によりどのような方法で寄与の程度を評価することが考えられるか。

各市町村に対する支払いの方法

- ・ 市町村への金銭の支払いに関する手続き事項(支払の時期等)を定める予定

3. 今後の検討スケジュールについて(予定)

(平成18年)

12月15日 資金拠出制度に関する審議の開始

(平成19年)

(以降、数回にわたり審議を行っていただく予定)

春頃 資金拠出制度に関する骨子案取りまとめ
パブリック・コメント等の手続

初夏 省令の公布

(平成20年)

4月～ 資金拠出制度など改正容り法の完全施行